

平成26年(ワ)第194号 損害賠償等請求事件

反訴原告(本诉被告) 吉田 益夫

反诉被告(本訴原告) 豊田 泰史

証拠申出書

平成26年9月30日

和歌山地方裁判所民事部ハ2係 御 中

反訴原告(本诉被告) 吉田 益夫



第1 本人尋問の申出

1. 反诉被告本人の表示

豊田泰史(呼出、和歌山市六番丁24番地 主尋問30分)

2. 立証の趣旨

反訴原告主張事実全般

3. 尋問事項

別紙尋問事項書の通り

別紙

尋問事項書

(1)反訴被告は、(有)銀徳及び、代表取締役 吉村公俊氏の代理人であり、依頼人に代わり、刑事告訴を和歌山地方検察庁、和歌山県警岩出署に提出する権限があり、刑事告訴の内容を熟知していたことについて

(2)反訴被告は、和歌山地方検察庁で、告訴状が受理されていないことを知りながら、あたかも和歌山地方検察庁が、受理したような内容で、通知書を内容証明で、反訴原告に送付したことについて

(3)反訴被告は、もともとの当事者である、(有)銀徳 代表取締役 吉村公俊氏と訴外 ■■■■■氏との主張が激しく対立していたことを、反訴原告に通知書を送付する以前から知っていたことについて

(4)反訴被告は、反訴原告が、通知書に対して懲戒請求を出したことによって、和歌山県警岩出署に刑事告訴を(有)銀徳及び代表取締役 吉村公俊氏の代理で提出したことについて

(5)反訴被告は、(有)銀徳 代表取締役 吉村公俊氏と訴外 ■■■■■氏との和解(示談)に反対して、和解交渉の仲介すらしなかったことについて

(6)反訴被告は、反訴原告が送付した通知書に対する回答書で、司法判断で反訴原告が処置を行うという回答を無視して、自己の利益、保身を第一に考えて損害賠償の訴えを反訴原告に提起し、あわせて反訴原告に対して刑事告訴を行って、依頼人に対する司法判断に関する訴えを後回しにしたことについて

(7)反訴被告は、憲法82条、憲法21条に違反していることを知りながら、債権者に有利な仮処分という制度を悪用して意図不明な申立を行い反訴原告の業務を妨害したことについて

(8)その他本件に関連する一切の事項

以 上